道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を 求める意見書

道路は、市民の生活や経済・社会活動を支えるとともに、市民の安全・安心を確保 し、地域活性化を図る上で必要不可欠な社会資本である。

本市においては、地域高規格道路西知多道路、国道 1 5 5 号、都市計画道路名古屋 半田線及び養父森岡線などの幹線道路のネットワーク形成を始め、無電柱化対策や緊 急対策踏切の安全対策などの、活力の向上と安全・安心なまちづくりのための道路整 備を鋭意推進している。

また今後とも、道路・橋梁の老朽化対策、大規模地震や集中豪雨への防災・減災対策など喫緊の課題も多くあり、今まで以上に計画的に道路整備を進める必要がある。

現在、道路整備に対しては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「道路財特法」という。)の規定により、平成29年度までの時限措置として補助率等が嵩上げされているが、平成30年度から嵩上げ措置が廃止され、地方負担が増加することとなれば、地方創生の実現はもとより、自治体経営への影響は深刻かつ重大なものとなる。

よって、国に対し、来年度以降も着実な道路整備の推進を図るため、下記の措置を 講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方創生の実現に向け、道路整備に必要な予算を確保すること
- 2 道路財特法の補助率の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月20日

東海市議会議長 井 上 正 人